

## 越境 EC 等サポート業務委託 仕様書

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の流行は、新常态（ニューノーマル）という言葉を生み出すなど日本の社会的に新しい基準を作り出している。市内中小企業等においても海外での展示会や商談会の開催が困難な状況にあり、ウィズコロナを念頭に置いた抜本的な経営戦略の立て直し等の早急な対応が必要である。特に世界的に展示会や商談会等のオンライン化が急激に進んでいることから対応が急務となっている。

本業務においては、海外販路拡大のため越境 EC 等を活用しホームページ構築や電子商取引の推進などに取り組む市内中小企業等に対し、専門家等による支援体制を構築し、企業訪問等を通じ課題を把握し、これらの解決に向けきめ細かい支援を実施する。なお、業務の実施にあたっては、幅広い業種の市内中小企業等を支援対象とするとともに、これまで海外展開していない企業に対しても企業ニーズを踏まえた支援を行い、市内企業の海外展開の裾野を拡大する。

### 2 契約期間

契約締結日（令和2年12月上旬）から令和4年3月31日まで、複数年度の業務実施を予定

### 3 履行場所

川崎市内ほか

### 4 業務内容

#### （1）専門家派遣による支援

ア 越境 EC 等を検討する支援対象企業に対し、発注者との調整、適切な判断のもと、個々の企業の課題に対応した適切な専門家を1社につき最大5回まで派遣する。（延べ20社・50回程度）

イ 本市補助制度（※）への申請者に対し事業計画の確認を行う。（延べ20社・20回程度）

※「グローバル展開支援事業補助制度」及び「コンテンツグローバル化促進事業補助制度」より本業務委託に関わる案件

#### （2）普及関連業務

ア インターネットや電子商取引にかかる知識及び経験を有する専門家を講師として、これまで本市の支援施策を活用していない企業の掘り起こしを目的としたセミナーを2回以上開催すること。会場について受託者が手配し、その施設使用料についても本委託料から支払うこと。

イ 越境 EC 等のリーフレット 3,000 部及び本事業のチラシ 2,000 部をそれぞれ作成し、事業周知に努めること。

ウ その他普及関連事業

上記ア以外の本事業普及に関連したセミナー・個別相談会等への専門家派遣を行うこと。

## 5 事業報告等

- (1) 企業訪問記録、課題解決に向けた支援の記録及び電話等の問い合わせ対応記録等を整理し、報告書 2 部及び関連する電子データ一式を提出すること。なお、報告書は、業種や企業の規模ごとの課題や、課題解決に有効となった支援方策などを整理し、次年度以降の事業実施、改善に役立つ内容となるよう努めること。
- (2) 会計関係帳簿及び証拠書類を整備し、本委託事業に係る経費等を明確にすること。
- (3) 関係書類については、委託完了年度の翌年から起算して 5 年間保存し、各種監査が行われる際には、本市の求めに応じ関係書類を提出すること。

## 6 その他留意すべき事項

- (1) 本業務の実施においては、本市担当者及び川崎市海外ビジネス支援センター(略称 KOBS)担当者との連絡・調整を密にすること。
- (2) 受託者は、本市の承諾を得た上で業務の一部を再委託することが出来る。その場合は、再委託先ごとの業務内容及び再委託先の概要、その体制、責任者等を明記の上、事前に書面にて申請すること。
- (3) 本委託業務を実施するため、本市から提供された情報等について、本業務以外の目的に使用しないこと。
- (4) 専門家派遣業務については、事前調査・現地での支援業務・報告書等作成・アフターフォロー業務など、1 件あたり計 7.5 時間程度の業務を想定すること。
- (5) 企業訪問の記録及び外部の対応記録等の業務に関する報告書を作成し、本市に報告すること。
- (6) 業務に関する内容は、本市の許可なく外部に発表しないこと。
- (7) 受託者の責任に起因する問題が発生した場合、受託者は、自らの責任においてこれを修復すること。
- (8) 原則として、業務に要した経費は、全て令和 3 年度末に一括払いとする。
- (9) 本契約書に定めのないものについては、本市担当者と協議の上、決定するものとする。